

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人アストラ会

身体拘束等適正化のための指針

1. 施設としての理念

身体的拘束は利用者の自由な生活を制限してしまう行為であり、利用者の身体面・精神面に重大な影響を与える可能性が高いものです。社会福祉法人アストラ会（以下当施設）では、利用者の人権と尊厳を守り、安全管理とリスク評価を徹底し、拘束の必要性和効果を常に検討することで、身体的拘束については、危機的状況や医師の指示がある場合を除き、原則として行なわないものとします。

2. 基本方針

（1）当施設内での共通理解

- ・身体拘束は原則行いません。
- ・身体拘束の代替策の検討に努めます。
- ・やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある場合は下記の確認を行います。
 - ・切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

（2）職員研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年1回以上）を実施します。
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施します。
- ・その他必要な教育や研修（事例検討など）を行います。

（3）委員会の実施

- ・身体拘束の現状を把握し、必要性や代替え方法等を検討します。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合について検討します。
- ・身体拘束を実施した場合の解除について検討します。
- ・身体拘束廃止に関して職員全体へ指導を行います。
- ・委員会の構成メンバーは施設長を委員長とし、職員全員で構成する。

（4）利用者、家族へ対しての説明

- ・身体拘束を実施する場合には、その内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み等を説明し十分な理解が得られるように努めます。
- ・身体拘束の可能性があるとと思われる利用者の方には、個別支援計画書に身体拘束を行うことがあ

ることを明記し、同意を得るようにします。

- ・身体拘束を行う場合の行動制限の説明を行い、同意を得るようにします。

3. 指針の閲覧について

当施設の身体拘束等適正化のための指針は、利用者の人権を尊重し、身体拘束等の必要性や代替策を検討するための基準であり、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに指針の全文を掲載しております。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 切迫性・非代替性・一時性の要件を満たしているかどうかを確認する

(2) 要件合致確認

利用者の様子を踏まえ当施設が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の様子等を参考にして当施設内で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※記録様式①「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

令和5年10月10日より施行する

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・同意書

様

下記の ABC 全てを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

A利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。

C身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

※必要性が無いと判断された場合、若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には速やかに中止します。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

上記の件について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

家族または代理人

印

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録

様

年月日	時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者	記録者 サイン